



金 沢 市 公 報

第 2 6 9 7 号 の 2

平成23年(2011年)7月11日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目次	ページ
告 示	
平成23年告示第56号(青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県に住所又は居所がある者に係る市税の申告期限等の延長について)において別に告示で定めることとされている期日について (税務課)	1
平成23年告示第95号(狂犬病予防業務関係手数料の徴収事務の委託について)の変更について (地域保健課)	2
都市計画の決定について (都市計画課)	2
市道の路線の認定について (道路管理課)	3
市道の路線の変更について (")	4
市道の区域の決定について (")	4
道路の供用の開始について (")	5
専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路の指定について (")	7
公 告	
浄化槽保守点検業者の登録の更新について (環境指導課)	7

土地区画整理組合の定款の変更の認可について (市街地再生課)	7
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可について (")	7
土地区画整理組合の事業計画の変更認可の申請に係る当該変更事業計画の縦覧について (")	8
開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	8
農業委員会告示	
平成23年金沢市農業委員会組織総会の招集について (農業委員会事務局)	8
公営企業告示	
金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課)	9
金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (")	9

告 示

●金沢市告示第193号

平成23年告示第56号(青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県に住所又は居所がある者に係る市税の申告期限等の延長について)において別に告示で定めることとされている期日については、住所又は居所(納税者が法人である場合は、法人税に係る納税地(本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されているときは、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。))が1の表の左欄に掲げる地域にある者に係る同表の中欄に掲げる期限について、それぞれ同表の右欄に掲げる期日とします。

なお、住所又は居所(納税者が法人である場合は、法人税に係る納税地(本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されているときは、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。))が2の表の左欄に掲げる地域にある者に係る同表の右欄に掲げる期限については、平成23年告示第56号(青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県に住所又は居所がある者に係る市税の申告期限等の延長について)による申告期限等の延長は行いません。

平成23年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

1 指定する期日

指定地域	対象となる申告等の期限	指定する期日
青森県 茨城県	普通徴収に係る個人の市民税	平成23年3月11日から平成23年7月31日までの間に到来するもの

青森県 茨城県	給与所得の特別徴収に係る個人の市民税	平成23年3月11日から平成23年8月9日まで の間に到来するもの	平成23年8月10日
青森県 茨城県	法人市民税	平成23年3月11日から平成23年7月28日まで の間に到来するもの	平成23年7月29日
青森県 岩手県 宮城県 福島県 茨城県	固定資産税・都市計 画税	平成23年3月11日から平成23年7月31日まで の間に到来するもの	平成23年8月1日
青森県 岩手県 宮城県 福島県 茨城県	固定資産税・都市計 画税	平成23年8月1日から平成23年9月29日まで の間に到来するもの	平成23年9月30日
青森県 岩手県 宮城県 福島県 茨城県	軽自動車税	平成23年3月11日から平成23年7月31日まで の間に到来するもの	平成23年8月1日
青森県 岩手県 宮城県 福島県 茨城県	市たばこ税	平成23年3月11日から平成23年7月31日まで の間に到来するもの	平成23年8月1日
青森県 岩手県 宮城県 福島県 茨城県	入湯税	平成23年3月11日から平成23年7月31日まで の間に到来するもの	平成23年8月1日
青森県 茨城県	事業所税	平成23年3月11日から平成23年7月28日まで の間に到来するもの	平成23年7月29日

2 延長を行わない申告等の期限

指定地域	延長を行わない申告等の期限	
青森県 茨城県	普通徴収に係る個人の市民税	平成23年8月1日以降に到来するもの
青森県 茨城県	給与所得の特別徴収に係る個人の市民税	平成23年8月10日以降に到来するもの
青森県 茨城県	法人市民税	平成23年7月29日以降に到来するもの
青森県 岩手県 宮城県 福島県 茨城県	固定資産税・都市計画税	平成23年9月30日以降に到来するもの
青森県 岩手県 宮城県 福島県 茨城県	軽自動車税	平成23年8月1日以降に到来するもの
青森県 岩手県 宮城県 福島県 茨城県	市たばこ税	平成23年8月1日以降に到来するもの
青森県 岩手県 宮城県 福島県 茨城県	入湯税	平成23年8月1日以降に到来するもの
青森県 茨城県	事業所税	平成23年7月29日以降に到来するもの

●金沢市告示第194号

平成23年告示第95号(狂犬病予防業務関係手数料の徴収事務の委託について)で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成23年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
代表者の氏名	社団法人 石川県獣医師会 会長 大藪 清範	社団法人 石川県獣医師会 会長 吉田 幸雄	平成23年6月16日

●金沢市告示第195号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成23年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を決定した土地の区域	縦覧場所	備 考
金沢都市計画 地区計画	金沢市大河端町及び須崎町の各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	大 河 端 地 区

●金沢市告示第196号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のように認定します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成23年7月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成23年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
1124	長土堀1丁目線 18号	長 土 堀 1 丁 目 372番 2先から 長 土 堀 1 丁 目 372番 8先まで	
1145	北安江2丁目線 18号	北 安 江 2 丁 目 1903番 1先から 北 安 江 2 丁 目 1914番 1先まで	
1430	泉が丘1丁目線 21号	泉 が 丘 1 丁 目 293番 1先から 泉 が 丘 1 丁 目 293番 5先まで	
1433	有松2丁目線 18号	有 松 2 丁 目 137番 1先から 有 松 2 丁 目 137番 4先まで	
1619	野 田 町 線 48号	野田土地区画整理事業地内 34街区 1番 先から 野田土地区画整理事業地内 36街区 1-1番 先まで	
1619	野 田 町 線 49号	野田土地区画整理事業地内 32街区 3番 先から 野田土地区画整理事業地内 32街区 5番 先まで	
1619	野 田 町 線 50号	野田土地区画整理事業地内 35街区 1番 先から 野田土地区画整理事業地内 35街区 6番 先まで	
3010	二 塚 10号 専光寺町東線 18号	専 光 寺 町 八 61番 1先から 専 光 寺 町 八 57番 1先まで	
3212	大 徳 12号 寺中町線 47号	寺 中 町 チ 5番 2先から 寺 中 町 チ 5番 5先まで	
3222	大 徳 22号 松村6丁目線 18号	松 村 6 丁 目 72番 1先から 松 村 6 丁 目 72番 3先まで	
3222	大 徳 22号 松村6丁目線 19号	松 村 6 丁 目 107番 6先から 松 村 6 丁 目 107番 5先まで	
3223	大 徳 23号 松村7丁目線 23号	松 村 7 丁 目 76番 6先から 松 村 7 丁 目 76番 4先まで	
3223	大 徳 23号 松村7丁目線 24号	松 村 7 丁 目 84番 25先から 松 村 7 丁 目 84番 26先まで	
3228	大 徳 28号 藤江南1丁目線 8号	藤 江 南 1 丁 目 111番 7先から 藤 江 南 1 丁 目 111番 9先まで	
3231	大 徳 31号 畝田東1丁目線 7号	畝 田 東 1 丁 目 40番 1先から 畝 田 東 1 丁 目 40番 5先まで	
3232	大 徳 32号 畝田東2丁目線 18号	畝 田 東 2 丁 目 137番 2先から 畝 田 東 2 丁 目 137番 4先まで	
3233	大 徳 33号 畝田東3丁目線 9号	畝 田 東 3 丁 目 48番 2先から 畝 田 東 3 丁 目 48番 3先まで	

3238	大 徳 38号 畝 田 中 4 丁 目 線 5号	畝 田 中 4 丁 目 畝 田 中 4 丁 目	42番 16先から 42番 18先まで
3512	弓 取 12号 割 出 町 線 36号	割 出 町 割 出 町	525番 4先から 525番 1先まで
3512	弓 取 12号 割 出 町 線 37号	割 出 町 割 出 町	547番 3先から 547番 5先まで
4449	小 坂 49号 三 池 町 線 60号	三 池 町 三 池 町	174番 6先から 174番 8先まで

●金沢市告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道の路線を次のように変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成23年7月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成23年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	新旧の別	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
1145	旧	北安江2丁目線 1号	北 安 江 2 丁 目 1532番 先から	
	新		北 安 江 2 丁 目 1119番 先まで	
1145	旧	北安江2丁目線 5号	北 安 江 2 丁 目 1119番 先から	
	新		北 安 江 2 丁 目 1118番 先まで	
1145	旧	北安江2丁目線 5号	北 安 江 2 丁 目 1415番 先から	
	新		北 安 江 2 丁 目 1421番 先まで	
1145	旧	北安江2丁目線 6号	北 安 江 2 丁 目 1812番 1先から	
	新		北 安 江 2 丁 目 1421番 先まで	
1619	旧	野 田 町 線 44号	野田土地区画整理事業地内 51街区 3番 先から	
	新		野田土地区画整理事業地内 51街区 11番 先まで	
1108	旧	野 田 町 線 46号	野田土地区画整理事業地内 51街区 3番 先から	
	新		野田土地区画整理事業地内 37街区 6番 先まで	
3235	旧	大 徳 35号 畝 田 中 1 丁 目 線 7号	野田土地区画整理事業地内 54街区 11番 先から	
	新		野田土地区画整理事業地内 51街区 13-1番 先まで	
3235	旧	大 徳 35号 畝 田 中 1 丁 目 線 7号	野田土地区画整理事業地内 54街区 11番 先から	
	新		野田土地区画整理事業地内 51街区 12番 先まで	
3235	旧	大 徳 35号 畝 田 中 1 丁 目 線 7号	畝 田 中 1 丁 目 87番 先から	
	新		畝 田 中 1 丁 目 81番 先まで	
3235	旧	大 徳 35号 畝 田 中 1 丁 目 線 7号	畝 田 中 1 丁 目 107番 先から	
	新		畝 田 中 1 丁 目 81番 先まで	

●金沢市告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道の区域を次のように決定します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成23年7月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成23年7月11日

道路の種類	路 線 名	幅 員 (m)	延 長 (m)
一般市道	長土堀 1 丁目線18号	5.0	23
一般市道	北安江 2 丁目線 1号	3.7	17
一般市道	北安江 2 丁目線 5号	4.7 ~ 8.6	285
一般市道	北安江 2 丁目線 6号	6.0 ~ 6.6	406
一般市道	北安江 2 丁目線18号	3.6	36
一般市道	泉が丘 1 丁目線21号	6.0	23
一般市道	有松 2 丁目線18号	6.0 ~ 12.0	40
一般市道	野田町線44号	6.0	289
一般市道	野田町線46号	6.0	163
一般市道	野田町線48号	6.0	129
一般市道	野田町線49号	5.9 ~ 6.0	161
一般市道	野田町線50号	6.0	60
一般市道	二塚10号専光寺町東線18号	4.8	81
一般市道	大徳12号寺中町線47号	6.0	30
一般市道	大徳22号松村 6 丁目線18号	5.0	29
一般市道	大徳22号松村 6 丁目線19号	5.0	26
一般市道	大徳23号松村 7 丁目線23号	6.0	28
一般市道	大徳23号松村 7 丁目線24号	5.0	24
一般市道	大徳28号藤江南 1 丁目線 8号	5.0	32
一般市道	大徳31号畝田東 1 丁目線 7号	6.0 ~ 12.0	38
一般市道	大徳32号畝田東 2 丁目線18号	5.0	37
一般市道	大徳33号畝田東 3 丁目線 9号	4.8 ~ 5.0	29
一般市道	大徳35号畝田中 1 丁目線 7号	3.9 ~ 5.0	148
一般市道	大徳38号畝田中 4 丁目線 5号	5.1	25
一般市道	弓取12号割出町線36号	6.0	33
一般市道	弓取12号割出町線37号	6.0	34
一般市道	小坂49号三池町線60号	6.0	27

●金沢市告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成23年7月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成23年7月11日

路 線 名	区 間	供用開始日
長土堀 1 丁目線 18号	長土堀 1 丁目 372番 2先から	平成23年7月11日
	長土堀 1 丁目 372番 8先まで	
北安江 2 丁目線 1号	北安江 2 丁目 1119番 先から	平成23年7月11日
	北安江 2 丁目 1118番 先まで	
北安江 2 丁目線 5号	北安江 2 丁目 1812番 1先から	平成23年7月11日
	北安江 2 丁目 1421番 先まで	
北安江 2 丁目線 6号	北安江 2 丁目 1903番 1先から	平成23年7月11日
	北安江 2 丁目 848番 先まで	

北安江2丁目線 18号	北 安 江 2 丁 目 北 安 江 2 丁 目	1903番 1先から 1914番 1先まで	平成23年7月11日
泉が丘1丁目線 21号	泉 が 丘 1 丁 目 泉 が 丘 1 丁 目	293番 1先から 293番 5先まで	平成23年7月11日
有松2丁目線 18号	有 松 2 丁 目 有 松 2 丁 目	137番 1先から 137番 4先まで	平成23年7月11日
野田町線 44号	野田土地区画整理事業地内 51街区 野田土地区画整理事業地内 37街区	3番 先から 6番 先まで	平成23年7月11日
野田町線 46号	野田土地区画整理事業地内 54街区 野田土地区画整理事業地内 51街区	11番 先から 12番 先まで	平成23年7月11日
野田町線 48号	野田土地区画整理事業地内 34街区 野田土地区画整理事業地内 36街区	1番 先から 1-1番 先まで	平成23年7月11日
野田町線 49号	野田土地区画整理事業地内 32街区 野田土地区画整理事業地内 32街区	3番 先から 5番 先まで	平成23年7月11日
野田町線 50号	野田土地区画整理事業地内 35街区 野田土地区画整理事業地内 35街区	1番 先から 6番 先まで	平成23年7月11日
二塚10号 専光寺町東線 18号	専 光 寺 町 八 専 光 寺 町 八	61番 1先から 57番 1先まで	平成23年7月11日
大徳12号 大寺中町線 47号	寺 中 町 チ 寺 中 町 チ	5番 2先から 5番 5先まで	平成23年7月11日
大徳22号 大松村6丁目線 18号	松 村 6 丁 目 松 村 6 丁 目	72番 1先から 72番 3先まで	平成23年7月11日
大徳22号 大松村6丁目線 19号	松 村 6 丁 目 松 村 6 丁 目	107番 6先から 107番 5先まで	平成23年7月11日
大徳23号 大松村7丁目線 23号	松 村 7 丁 目 松 村 7 丁 目	76番 6先から 76番 4先まで	平成23年7月11日
大徳23号 大松村7丁目線 24号	松 村 7 丁 目 松 村 7 丁 目	84番 25先から 84番 26先まで	平成23年7月11日
大徳28号 藤江南1丁目線 8号	藤 江 南 1 丁 目 藤 江 南 1 丁 目	111番 7先から 111番 9先まで	平成23年7月11日
大徳31号 畝田東1丁目線 7号	畝 田 東 1 丁 目 畝 田 東 1 丁 目	40番 1先から 40番 5先まで	平成23年7月11日
大徳32号 畝田東2丁目線 18号	畝 田 東 2 丁 目 畝 田 東 2 丁 目	137番 2先から 137番 4先まで	平成23年7月11日
大徳33号 畝田東3丁目線 9号	畝 田 東 3 丁 目 畝 田 東 3 丁 目	48番 2先から 48番 3先まで	平成23年7月11日
大徳35号 畝田中1丁目線 7号	畝 田 中 1 丁 目 畝 田 中 1 丁 目	107番 先から 81番 先まで	平成23年7月11日
大徳38号 畝田中4丁目線 5号	畝 田 中 4 丁 目 畝 田 中 4 丁 目	42番 16先から 42番 18先まで	平成23年7月11日
弓取12号 割出町線 36号	割 出 町 割 出 町	525番 4先から 525番 1先まで	平成23年7月11日
弓取12号 割出町線 37号	割 出 町 割 出 町	547番 3先から 547番 5先まで	平成23年7月11日
小坂49号 三池町線 60号	三 池 町 三 池 町	174番 6先から 174番 8先まで	平成23年7月11日

●金沢市告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定により、専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路を次のとおり指定します。

平成23年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 指定する道路の路線名
北安江2丁目線18号
- 2 指定する期日
平成23年7月11日

公 告

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第4条第1項の規定により、次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に登録したので公告します。

平成23年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	登録年月日
77	有限会社 アクアシステム	河北郡内灘町字向栗崎2丁目522番地	平成23年6月25日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成23年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

土地区画整理組合の名称	事業施行期間	施 行 地 区	事務所の所在地	設立認可の年月日	変更認可の年月日
金沢市田上第五土地区画整理組合	平成9年2月21日から平成24年3月31日まで	金沢市田上町南、西、北、地、整、理、神、朝、イ、二、ホ、リ、ル、夕及びレ、田上2丁目、若松町セ並びに旭町日及びイの各一部	金沢市田上町夕1番地1	平成9年2月18日	平成23年6月28日
金沢市副都心北部直江土地区画整理組合	平成18年5月22日から平成27年3月31日まで	金沢市直江町イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ル及びヲ、近岡町、問屋町3丁目、直江北1丁目並びに大河端町西の各一部	金沢市直江町ロ6番地	平成18年5月15日	平成23年7月4日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成23年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

土地区画整理組合の名称	事業施行期間	施行地区	事務所の所在地	設立認可の年月日	変更の内容	変更認可の年月日
金沢市無量寺第二土地区画整理組合	平成16年11月1日から平成24年3月31日まで	金沢市無量寺町イ、口、八、二及びホ、畝田東4丁目、鞍月3丁目並びに戸水2丁目の各一部	金沢市無量寺1丁目99番地	平成16年10月22日	事業施行期間 (変更前) 平成16年11月1日から平成24年3月31日まで (変更後) 平成16年11月1日から平成27年3月31日まで	平成23年7月4日

次の土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る申請があったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、当該変更事業計画を公衆の縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

なお、利害関係者は、縦覧に供された変更事業計画について意見がある場合においては、平成23年7月11日から同年8月8日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りではありません。

平成23年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

土地区画整理組合の名称	縦覧期間	縦覧場所	縦覧時間
金沢市田上第五土地区画整理組合	平成23年7月11日から同月25日まで	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市都市整備局市街地再生課	午前9時から 午後5時45分まで

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成23年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類の種類 位置及び区域
金沢市松寺町辰48番3	金沢市松寺町寅15番地1 早川 隆宏	
金沢市金石北1丁目376番1から376番7まで	金沢市北塚町東70番地 株式会社 山下不動産商事 代表取締役 山下 智雄	道路 金沢市金石北1丁目376番7

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第7号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条第1項ただし書の規定により、平成23年金沢市農業委員会組織總會を次のとおり招集します。

平成23年7月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 日時
平成23年7月20日午後4時
- 2 場所
金沢市議会全員協議会室
- 3 議案

金沢市農業委員会の組織構成について

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第18号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年7月11日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

- 1 平成23年3月1日から同年5月31日までの原料の平均価格等
 - (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 55,470円
 - (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 73,670円
 - (3) 1トン当たり平均原料価格 57,540円
- 2 原料価格変動額 6,100円
 算式 63,730円（1トン当たり基準平均原料価格）- 57,540円（1トン当たり平均原料価格）= 6,100円（100円未満切捨て）
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額
 算式 基準単位料金の額 - 6,100円（原料価格変動額）/ 100円 × 0.082円
 この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から5.01円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。
- 4 平成23年8月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
 （基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	221円74銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	219円74銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	207円24銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	205円41銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	200円41銭

●金沢市公営企業告示第19号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年7月11日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

- 1 金沢湖陽住宅団地供給地点群
 - (1) 平成23年3月1日から同年5月31日までの平均原料価格
 1トン当たり 73,670円
 - (2) 原料価格変動額 14,300円
 算式 88,000円（1トン当たり基準平均原料価格）- 73,670円（1トン当たり平均原料価格）= 14,300円（100円未満切捨て）
 - (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 14,300円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から29.18円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成23年8月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	392円12銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	383円2銭

2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成23年3月1日から同年5月31日までの平均原料価格
1トン当たり 73,670円
- (2) 原料価格変動額 14,300円
算式 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 73,670円 (1トン当たり平均原料価格) = 14,300円 (100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 14,300円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から29.18円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成23年8月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	392円20銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	383円10銭

3 南森本供給地点群

- (1) 平成23年3月1日から同年5月31日までの平均原料価格
1トン当たり 73,670円
- (2) 原料価格変動額 14,300円
算式 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 73,670円 (1トン当たり平均原料価格) = 14,300円 (100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 14,300円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から29.18円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成23年8月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	370円97銭

B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	361円87銭
-------------------------------	---------	---------

4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成23年3月1日から同年5月31日までの平均原料価格

1トン当たり 73,670円

- (2) 原料価格変動額 14,300円

算式 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 73,670円 (1トン当たり平均原料価格) = 14,300円 (100円未満切捨て)

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 14,300円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から29.18円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成23年8月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	414円58銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	405円48銭

平成23年(2011年)7月11日 印刷
平成23年(2011年)7月11日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄